

調査結果について

(公社)福岡県人権研究所

1 人権問題全般に関すること(第1章)

(1) 【人権問題についての関心】(問1)、【現在の日本社会は人権が尊重されているか】(問3)

ア 「関心がある」は、全体で 68.2%。前回(H25 62.4%)より 5.8 ポイント高くなっている。2021 (令和 3)年度の福岡県の調査 69.9%よりやや下回っているが、特に低いというものではない。

イ 年齢層別では、「40～49 歳」72.5%、「50～59 歳」70.2%、「60～69 歳」75.3%が高い。

職業別では、「特定職業従事者」の構成員である「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」が 84.9%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」が 81.8%と高い割合を示している。この職業の人たちの、職場における研修の機会や研修の在り方等について参考にすべき内容が多くあるものと思われる。

ウ 人権が尊重されているかを問う設問で「尊重されていないと思う」と回答した割合が高いのは、「18～29 歳」の 51.1%、「30～39 歳」の 42.6%、「60～69 歳」の 39.4%であるが、問 1 の回答で「関心がある」が最も高いのは「60～69 歳」の 75.3%である。一方、「関心がない」が比較的高いのは、「18～29 歳」の 31.1%、「30～39 歳」の 34.0%である。「60～69 歳」は、関心があって社会を観ると人権は「尊重されていない」と感じ、「18～29 歳」は、「尊重されていないと思う」から「関心がない」と感じているようにも思われるが、それぞれの境遇がいかなるものであるかを加味して考える必要がある。ただ今回の調査では、その境遇等についての調査は行っていない。

(2) 【関心がある人権問題】(問2)、【人権関係法令の認知度】(問7)

ア 関心がある人権問題については、「障がい者に関する問題」が 47.8%で最も高い。次いで「インターネット等による人権侵害」46.7%、「高齢者に関する問題」42.8%で、前回(H25)と同様の順になっている。一方、人権関係法令の認知度では、「障害者差別解消法」は 21.5%、「高齢者虐待防止法」は 28.6%で、「障がい者に関する問題」、「高齢者に関する問題」について「関心がある」とした回答が 4 割以上あるのに対して、これらの法令の認知度は 3 割にも満たない。「関心がある」ことが、必ずしも法令の理解や人権問題解決のための考え方や行動に結びついていないということを確認しておく必要がある。ただ、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」においては、「部落差別解消推進法」、「こども基本法」について、「内容を知っている」がともに 6 割を超えており、他の職業と比較して高い割合で認知されている。「特定職業従事者」の構成員としての、今日的な人権問題への関心の高さは、他の職業への参考としたい。

イ また、「関心のある人権問題」については複数回答が可となっており、人権問題への関心度が比較的高い(「関心がある」全体で 68.2%)ことを考えれば、個別的な人権問題への関心も幾分高くなるものと予想されるが、3 割から 4 割台の比較的高い割合を示すもので「障がい者に関する問題」47.8%、「インターネット等による人権侵害」46.7%、「高齢者に関する問題」42.8%、「子どもに関する問題」38.7%、「女性に関する問題」38.0%、次いで「部落差別に関する問題(同和問題)」25.9%、「北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族に関する問題」23.9%、「原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題」21.1%が 2 割台で、「ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題」10.6%、「アイヌの人々に関する問題」7.2%、「HIV 感染者・エイズ患者に関する問題」6.7%は 1 割台かそれ以下という結果であった。

ウ 2 割以下の個別的な人権課題が、身近に感じられない人権問題であったとしても、回答はいくつ選択してもよかったことを考えれば、回答者個人の中で、「関心がない」＝「その問題はない」ことにされてしまいかねない問題を含んでいるものとの推測もできる。したがって、行政は、市民の関心は薄い

といえども、人権課題を持つ当事者にとっては、切実な問題であるとの認識を持って、関心・理解が促進されるよう継続的に教育・啓発に取り組んでいくことが求められる。

(3) 【人権を侵害された経験とその内容】(問4)、【人権侵害を受けた時の対応の仕方】(問5)

ア 期間を限定せずに「人権を侵害された経験」を聞いているため、近年の人権侵害状況に限定して課題を挙げることはできないが、性別による特徴として 10 ポイント近い差があるものは次の 2 点で、ひとつは「性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)」（男性 3.1%、女性 11.3%）、もうひとつは「パートナーや恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)」（男性 2.3%、女性 12.9%）で、どちらも女性の方が高い。2020(令和 2)年の厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査」でも、「性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)」の経験者は 10.8%で、本市においてはそれよりやや高くなっている。

年齢層別では、「30～39 歳」の 63.8%を最高に、「40～49 歳」の 53.8%、「50～59 歳」の 54.0%が「人権を侵害されたことがある」と回答していて、その内容は「職場での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」が、約 4 割から 6 割と高い割合を示している。働き盛りの年齢の人が、職場において人権侵害を受けている状況がうかがえる。

イ そのような人権侵害を受けた時、どのような対処の仕方をしたかでは、男性では「とくに何もしなかった」が 34.4%で最も高く、次いで「相手に直接抗議した」27.5%、女性では、「家族や親類に相談した」43.5%、次いで「友人や先輩に相談した」41.4%になっている。公的な機関への相談では「警察」が最も高く、女性で 12.9%であった。

年齢層別で見ても、30 歳から 59 歳の相談先の中心は、「家族や親類に相談した」、「友人や先輩に相談した」になっており、公的な相談機関として多くあがっているのは「警察」である。「職場の相談窓口」に相談した」は全体で 7.1%しかなく、「とくに何もしなかった」が 28.3%ある。今後の対処としては「とくに何もしない」14.4%は、人権侵害された時よりも 13.9 ポイント少なくなっているが、何もしないと見過ごしてしまえば、就労環境としてはハラスメント体質は改善されないままであるとの推察もできる。

ウ 2020(令和 2)年「パワーハラスメント防止法」が施行され、また、2020(令和 2)年「男女雇用機会均等法」の改正でセクシュアルハラスメント防止対策の強化に関する規制が設けられ、それぞれの職場において防止体制を整備し周知を図るよう義務付けられた。問29の「人権問題の解決のために、今後行政施策としてとくに重要であると思うこと」の回答に、「人権問題に関する相談窓口の充実や開設」が 35.6%あり、行政として人権侵害の実態把握に努めるとともに相談体制の充実が求められている。

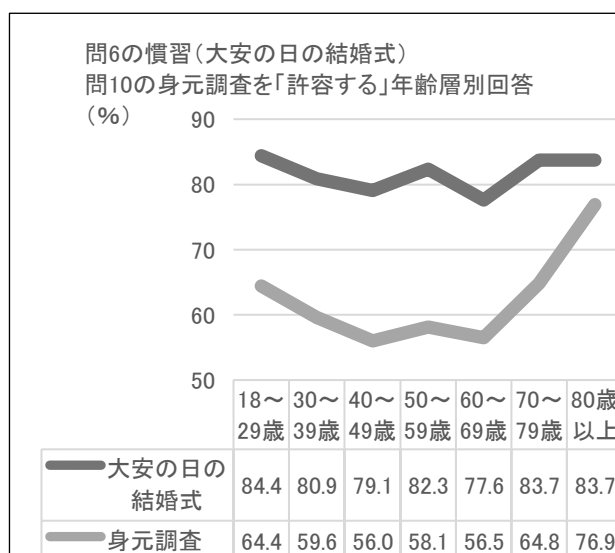
(4) 【風習や慣習について疑問に思うこと】(問 6)、【同和問題(部落差別)に関して、人権が保障されていない事項】(問 10)

ア 従来の人権意識調査で、「非科学的認識への同調・傍観」の傾向をみるための問いとして設定されることが多かった。属性による回答傾向の特徴(10 ポイント以上の差)をみると、性別、年齢層別の特徴はみられない。一方、職業別では、「公務員、教育・保育関係」が「疑問に思うものはない」(非科学的認識の容認)とする割合が 7.5%で、他の職業や無職の 30%強と明確な差がある。

この設問で最も高いのは「ひのえうま生まれの女性との結婚をいやがる」で、普段はあまり聞かない迷信であるが、あと 2 年後の 2026(令和 8)年に回ってくることから、関心も高くなっているものと思われる。ちなみに近代になっての「ひのえうま」は、1906(明治 39)年と 1966(昭和 41)年の 2 回で、1906 年では出生数が前年比で 4%(約 6 万人)減、1966 年は 25%(約 46 万人)減となっている。1966 年の出生数減は、マスメディアの発達をもたらした現象であるとされていて、「ひのえうまと悪女」伝説を週刊誌や新聞が取り上げて、ラジオやテレビでも繰り返し報道され、「みんながそう言うなら」と

同調性バイアスを引き起こした結果であった。そこに「産むか産まないか」の命の選択があったであろうということは十分に推察されることで、迷信といえども人権に関わる大きな問題である。

イ 「疑問に思うこと」で最も数値が低いのは、「18～29 歳」の「大安の日を選んで結婚式を挙げる」・「友引の日に葬式をしない」の 15.6%である。逆に言えば、こうした風習や習慣を「許容」している回答が、84.4%あるということになる。「大安の日を選んで結婚式を挙げる」を他の年代の「許容」する割合と比べたのが右記のグラフ(上段)である。「18～29 歳」の若い世代が、「大安の風習や慣習」を、70 歳から 80 歳以上の高齢者と同等以上に受け入れている様子が見られる。



ウ 同じグラフの下段の折れ線グラフは、「同和問題(部落差別)に関して、人権が保障されていない事項(問 10)」の、「身元調査をする」に対する回答を、上記イと同様に「許容」するに読み替えてグラフ化したものである。40 歳から 69 歳までを底にした U 字型を形成している。18 歳から 39 歳の若い世代が、70 歳から 80 歳以上の高齢者と同様に「身元調査をすること」を受け入れている様子が見られる。

18 歳から 39 歳の年齢層では、かつての「社用紙(履歴書・身上調書)」が、「自分に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項の把握(思想信条に関わること)」を求めていたという認識がないからではないだろうか。今日の就職に際しては、1973(昭和48)年に策定された「全国高等学校統一用紙」やそれをベースに作成されたものが使用され、また、インターネット社会の中でエントリー用紙という形で個人の技能や能力に関する情報の取得が行われるようになり、そういうものが「身元調査」の内容だとする認識が形成されたことで、「許容」する割合が高くなっているものと推察もできる。

エ 行政は、自分の知らないところで自分のプライバシーが調査されているかもしれない、しかも多くの人がそれを許容しているという社会になりかねないことへの危機感をもって、人権啓発に臨む必要がある。また、問 10 で「わからない」とする回答が全体で 23.3%ある。「わからない」というあいまいな考え方は、状況次第で「やむを得ない」、「調査は必要」という考え方に変わる可能性があること、差別につながる身元調査は違法であることを踏まえて啓発を工夫することが大切である。

2 同和問題(部落差別)について(第 2 章)

(1) 【同和問題(部落差別)の認知時期】(問 8)、【同和問題(部落差別)の認知経路】(問 9)

ア 認知時期は、全体では「6 歳～12 歳未満(小学校のころ)」29.7%、「12 歳～15 歳未満(中学校のころ)」16.7%で、義務教育期が 46.4%になる。これを年齢層別で見ると、「40～49 歳」が 68.1%「50～59 歳」が 75.8%で、この 40 歳から 59 歳がピークになっている。一方の 60 歳から 80 歳以上では、「15 歳～18 歳未満」、「18 歳以上」での認知が 3 割から 4 割と高くなっている。義務教育期の取組が、量的にその前の年代と変わらないのであれば、もう一方の 18 歳から 39 歳でも 7 割近くあっていいはずであるが、前の年代(40 歳から 59 歳)より 2 割ほど少なくなっている。その分を埋める形で「おぼえていない」、「よく知らない」の回答が高くなっている。この年代(18 歳から 39 歳)の、認知の時期や学びの記憶が曖昧になっている面が見受けられる。国をはじめ県や市が、同和問題解決の手法としての特別対策を終了し、「同和教育の成果と課題を踏まえて人権教育として再構築する」としてから

20 年以上が経過した。その間に学校における人権・同和教育や部落問題学習がどのように変化したのか、その成果と課題をどのように評価するのか等について、本市の実態を踏まえた検証・考察が必要と思われる。

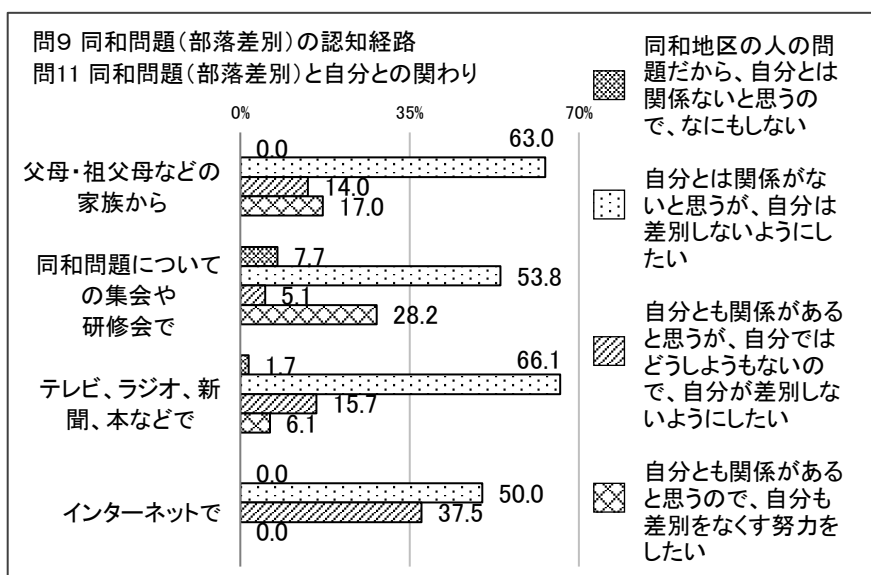
イ 認知経路については、全体では「学校の授業で」が 37.8%で最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、本などで」14.6%、「父母・祖父母などの家族から」12.7%になっている。年齢別でも、18 歳から 59 歳までは「学校の授業で」が 6 割から 7 割ある。「60～69 歳」では 4 割と少なくなっていき、70 歳から 80 歳以上では、「学校の授業で」は、1 割にも満たない。

同和教育については、1972(昭和 47)年度から中学校社会科で、1974(昭和 49)年度から小学校社会科歴史分野での授業が始まっていることを考えれば、現在 64 歳以上の人は、義務教育の中では同和問題の授業を受けていないことになる。当然、「学校の授業で」の経路は小さくなる。しかし、その分だけ多様な認知経路で、同和問題(部落差別)を認知してきた様子がうかがえる。

ウ 60 歳から 80 歳以上の認知時期は、「18 歳以上」が約 2 割から 3 割台と他と比べて高くなっている。その認知経路は、問8の「同和問題(部落差別)の認知時期」と問9の「同和問題(部落差別)の認知経路」とをクロス集計(P62)してみると、多くが「同和問題についての集会や研修会で」と「テレビ、ラジオ、新聞、本などで」あることが推察される。そこで検証すべきは、どのような知り方(出会い方)をしたのかということである。同じことは、「インターネットで」と回答した人たち(主に 18 歳から 59 歳の年齢層)にも言える。どのような知り方・出会い方をしたかによって、その後の考え方に変化をもたらすと考えられるからである。

下図は、どのように認知したかと自分との関わりをクロス集計したものである。

「自分とは関係がない」とするものが目立つが、「集会や研修会」での認知者には、「なくす努力をする」が 28.2%と積極的な姿勢が見られる。「インターネットで」は、「なくす努力」については 0%である。インターネットは便利な道具であるが、同和問題(部落差別)だけではなく、他の個別的な人権課題についても「誤った知識や偏見を持たせてしまう(誤った知識や偏見で寝た子を起こす)」、「差別と排除の煽動」につながる道具にもなりえている現状を理解しておくことが必要である。



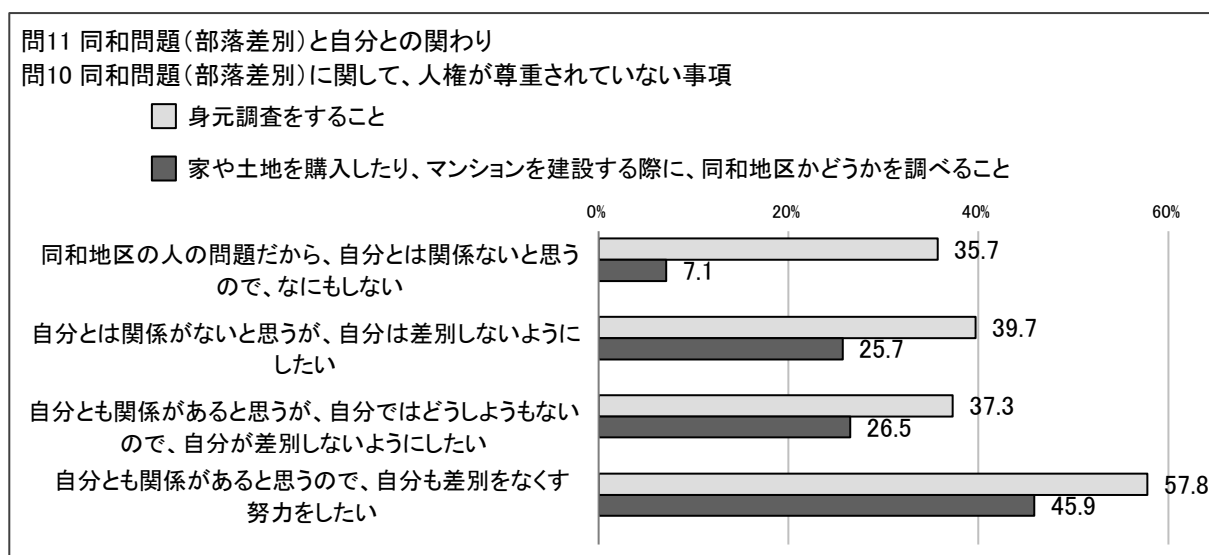
(2) 【同和問題(部落差別)に関して、人権が尊重されていない事項】(問 10)、【同和問題(部落差別)と自分との関わり】(問 11)、【同和問題(部落差別)の解決方法】(問 12)

ア これまでの人権教育・啓発で結婚差別や就職差別を助長する「身元調査」はその差別性から、探偵業法や各地条例などの規制からして、「調査をしてはならない」の回答が求められる問いである。同様に、「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることも」忌避意識を煽るものとして、「調査をしてはならない」の回答が求められる問いである。

人権が尊重されていない事項として「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることを」挙げているのは、全体で 25.2%であった。年齢層別では、「50～59 歳」の 35.5%が最も高く、「18～29 歳」の 17.8%は、80 歳以上の 10.6%に次いで低い割合である。この項目においても、「18～29 歳」の若い年代に、身元調査と同じく危機感が弱いように思われる。

イ 次に人権が尊重されていないという認識が、同和問題の解決に対してどのような考え方を持っているかについて、土地差別の問題「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることを」との関連から見ていく。（「身元調査」については、先に分析し叙述した）

下図は、「問 10 同和問題(部落差別)に関して、人権が尊重されていない事項」と「問 11 同和問題(部落差別)と自分との関わり」をクロス集計したものである。「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」と回答した人の 45.9%は、「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べることを」人権が尊重されていない事項だと回答している。一方、「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」と回答した人は、7.1%しかいない。土地差別だという認識が低いように思われる。



ウ 右表は、問 11 の「自分とは関係がない」とする捉え方の変化について年齢層による経年変化を表したものである。前回は 2013(平成 25)年だから 10 年間を経ての「考え方」である。

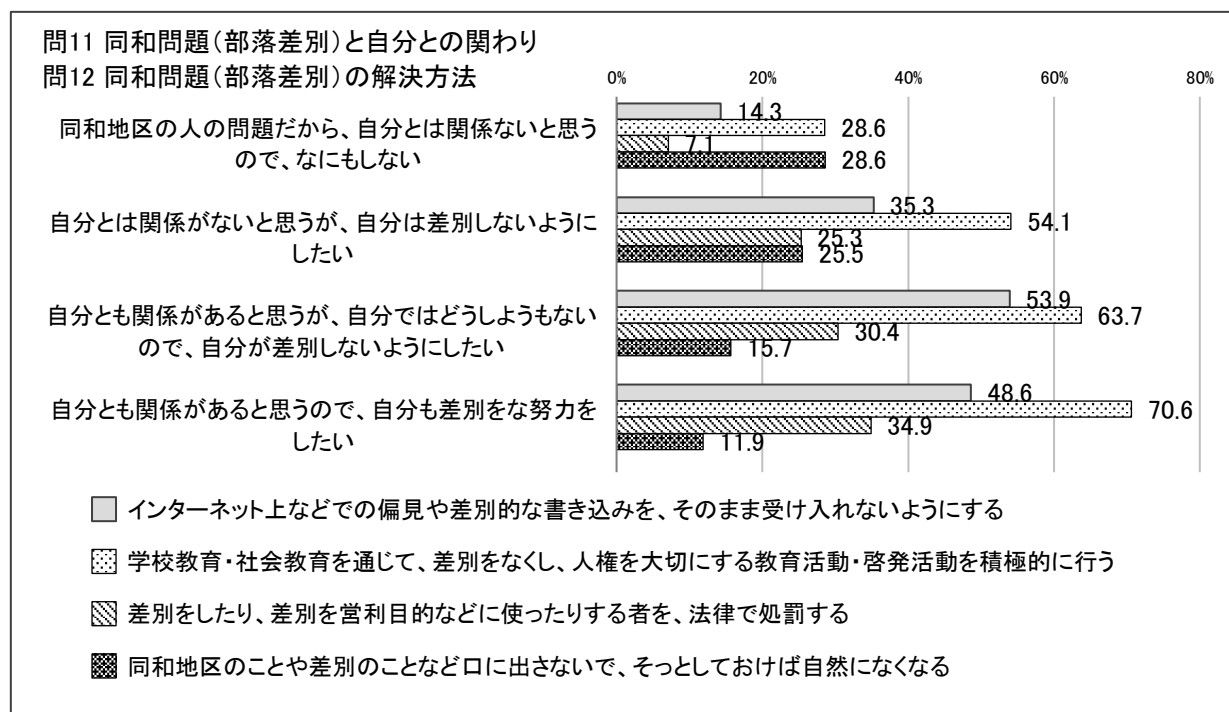
10 年を経て 40 歳から 59 歳は、「関係ない」とする考え方が減少しているが、「30～39 歳」では 17.7 ポイントも増加している。この年代において、この十年間に何があったのか、あるいはなかったのかを、この間の教育・啓発の取り組みを振り返ることによって明らかにし、今後の教育・啓発に生かしていく必要があるように思われる。

行政は、自分の知らないところで自分のプライバシーが調査されているかもしれない、しかも多くの人はそれを許容しているという社会になりかねないことへの危機感をもって啓発に臨む必要がある。

年齢層による経年変化	問 11「自分とは関係がない」とする捉え方の変化		
	前回年齢時 (H25) (%)	今回年齢時 (R5) (%)	増減
18～29 歳	—	46.6	—
30～39 歳	46.1	63.8	17.7
40～49 歳	63.8	57.1	-6.7
50～59 歳	59.1	50.8	-8.3
60～69 歳	57.2	57.7	0.5
70～79 歳	63.4	65.8	2.4
80 歳以上	55.0	62.5	7.5

エ 次に「同和問題(部落差別)の解決方法(問12)」について、「自分との関わり(問11)」とのクロス集計から考察する。

下図において、どの考え方の人においても「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」が最も高い割合を示している。特に、「自分とも関係があると思う」と積極的な考え方を表明している人ほど高い割合を示している。一方、同和問題の解決に消極的な考え方になっていくほど「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」の割合が高くなっている。また、「同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない」との考え方の人は、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する」については、7.1%と他と比べてかなり低くなっている。



オ 問12の解決の方法として、「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」50.9%と、「同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる」22.2%、および「同和地区の生活環境を改善・整備する」19.4%に示された行政の責務の遂行を支持するという市民意識、「差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する」24.3%に示された差別に対する法規制を求める市民意識、「インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする」35.6%、「市民一人ひとりが互いに交流する」21.8%に示された「国民一人一人の課題」、「国民の努力」を引き受けるとする市民意識は、いずれも同和問題(部落差別)解決のための大切な要素である。人権尊重社会は、これらが相互に関連・補強し合って、築かれていく。

カ 人権と無関係な人はいない。人権尊重の社会は、行政がその責務を果たすことと、市民一人一人が努力することの両輪が機能することによって実現する。自分や他の人が抱えている困難な状況に「気付き」、それを「理解」し、解決のために「行動」する考え方が持てるよう、引き続き人権教育・啓発に取り組んでいくことが求められている。

3. 様々な人権問題について(第3章)

(1) 【女性の人権について】(問13)、【子どもの人権について】(問14)、【高齢者の人権について】(問15)

ア 「女性の人権について」は、「男女の固定的役割分担意識や行動(「男は仕事、女は家事・育児」など)」に対する回答が全体で49.4%と最も高く、性別では男性と比べて女性の方が11.7ポイント高い。「子どもの人権について」は、「親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加える、子育てを放棄する」が全体で74.2%と他と比べて圧倒的に高く、男性と比べて女性の方が4.9ポイント高い。「高齢者の人権について」は、「介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと(老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど)」が全体で53.3%と最も高く、性別では男性と比べて女性の方が6.1ポイント高い。

イ これらのことは、家族のケアを女性が中心となって担っているという実態があることを推察させる。男性においてもそのような性別による役割分担的な実態は少なからず見えているが、女性の視点からすれば、家事分担や育児、高齢者介護等の偏りは、「男女共同参画社会」、「働き方改革」、「介護休暇」、「男性の育児休業取得の推進」などが制度化されてきたとはいえ、依然として家族のケアの主体は大きく女性に依存している実態があるということを指摘しているように思われる。

ウ 2020(令和2)年の厚生労働省による『「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』では、被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が40%、「夫」が22%で、男性の擁護者が6割を占めている。一方、同じく2020(令和2)年の厚生労働省による『「令和2年度福祉行政報告例の概況」児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移』では、児童虐待の主たる虐待者は、「実母」が47.4%で最も高く、次いで「実夫」の41.3%となっている。この二つのことから言えるのは、女性がケアの主たる担い手で、その反動で男性はケアについての知識や技能を持ち合わせていないということである。女性は一人でのケアに行き詰り、男性はケアへの対応ができずに虐待を起こしてしまっている。本市においても調査結果から同様の傾向が読み取れることから、虐待防止にむけた相談体制と知識・技能を高める研修等が必要とされる。

(2) 【障がい者の人権について】(問16)、【日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権について】(問17)、【性的少数者の人権について】(問24)

ア 「人々の障がい者に対する理解が十分でないこと」、「働ける場所や機会が少ないこと(職場の受け入れ態勢が十分でないこと)」の二つが全体で5割を超えている。留意したいのは、「障がいを理由に、意見や行動が尊重されないこと(結婚、就職に際しての周囲からの反対など)」が全体では30.4%であるのに対して、「18～29歳」では48.9%あり、他の年齢層と比べてかなり高い割合になっているという点である。

イ 「特定の民族や国籍の人に対する差別的な言動(ヘイトスピーチ)」が全体では30.8%だが、「18～29歳」では42.2%あり、他の年齢層と比べてこの問題への関心が高い。

ウ さらに、「性的少数者の人権について」で、「偏見による差別的言動を受けること」と「性的少数者に対する理解が足りないこと」が全体では43.3%と41.9%に対し、「18～29歳」では60.0%と55.6%ある。他の年齢層より「偏見と無理解」に対する現実認識の高さを示している。

(3) 【インターネットに関する人権事項について】(問18)、【インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要なこと】(問19)

ア 人権事項への関心は、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」、「SNS等で悪質・不快な書き込みをされること」が、18歳から69歳までの年齢層では上位2項目となっている。「70～79歳」で

は、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること(58.7%)」以外の各項目への回答率は 3 割台、「80 歳以上」では、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」は 50.0%あるが、それ以外の各項目については 2 割台にとどまっており、「わからない」とする回答が他の年齢比べて格段に高くなっている。高齢者のインターネットリテラシーへの対応が厳しい様子を表している。

イ また、人権侵害の防止については、「不適切な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化し、プロバイダーや掲示板の管理者に対して情報の停止、削除を求める」、「加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する」が上位2項目で 5 割を超えている。

ウ インターネットによる人権侵害は、瞬時に拡散し、消去も困難であることから、侵害された人に大きなダメージを与えてしまう。また、匿名性を悪用した誹謗・中傷、様々な詐欺や性犯罪の道具としても使われている。監視や取り締まりの強化、罰則規定等の法規制が強く求められていることがわかる。

(4) 【ハンセン病患者・元患者や家族等の人権について】(問 20)、【北朝鮮当局による拉致被害者等に関わる人権について】(問 21)、【新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について】(問 25)

ア 「ハンセン病患者・元患者や家族等の人権問題」では、「地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」が全体で 52.5%と最も高く、関心が高まっている様子が分かる。しかし一方で、「わからない」が 34.6%と 2 番めに高い割合を示している。多くの人が、この病気に対する知識や国の政策の誤りについて十分な知識と理解を得る機会が少なかったことも事実であり、一層の教育・啓発が求められる。

イ 拉致被害者等の問題では、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと」、「被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が 6 割強ある。この問題は外交問題であり、伝わってこない情報の中で、理解が進んでいない面もある。

ウ 新型コロナウイルス感染症に関しては、行政においても多くの経験知が蓄積されている。感染を経験した人が増えた現在では、初期の頃と比べ、正確な情報の提供や治療薬が投与される等、状況も変化している。今後、新たに感染症等が発生した際には、蓄積された経験知をもとにデマ等の情報に惑わされることなく、冷静な対応が必要である。

(5) 【刑を終えて出所した人の人権について】(問 22)、【犯罪被害者やその家族の人権について】(問 23)

ア 刑を終えて出所した人の人権問題では、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が、最も高くなっている。本人の真摯な更生意欲にもかかわらず、周囲の根強い偏見や差別意識がもとで、就職や住居などで厳しい状況に置かれていることへの理解が示されている。一方で「就職や職場で不利な扱いを受けること」が 2 番めに高い。「偏見や差別意識」の払拭と雇用確保は、一体のものである。行政としては、雇用促進に向けた施策が求められる。

イ 犯罪被害者やその家族の人権問題では、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること」、「SNS 等で悪質・不快な書き込みをされること」等は、犯罪被害者に向けられるべきものではないはずであるのに、さらにダメージを与え二次被害をもたらしてしまう。2005(平成 17)年には「犯罪被害者等基本法」が施行されており、教育・啓発や相談・支援の充実が求められる。

(6) 【奄美群島から移住してきた人々への偏見について】(問 26)

「偏見が残っていると思う」と回答した人の割合は小さいが、前回調査(H25)と比べてほぼ変化がない。一定程度差別への認識がある一方で、「偏見が残っているかどうかわからない」、「偏見があったことを知らない」を合わせると 7 割以上になる。多くの市民にとっては、差別を可視化できる情報を持たな

いということを意味している。こういう状態では、他からの誤った情報を受け入れてしまい、「偏見と差別意識で起こされる」可能性も否定できない。歴史的な経緯を理解し、差別をしない考え方の形成につながる教育・啓発が引き続き求められる。

4 人権啓発等について(第4章)

(1) 【職場で行われる人権問題の研修への参加状況】(問27)【人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況】(問28)

職場で行われる人権問題の研修への参加と限定してたずねている項目で、「参加したことがない」は25.4%で、前回調査(24.1%)から1.3ポイント増加しているだけである。また、新型コロナウイルス感染症の流行で2019年度から2022年度まで各種研修会等の開催が見送られた影響もあり、参加できる研修も限られていたこともあったと思われるなかでの数値としては評価できる。そういうなかで、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」では71.7%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」では45.5%の人が、研修に参加している。多様性を保障する社会では、人権課題も多様化し拡大していく。「特定職業従事者」を構成する職業である行政、教育、医療、福祉関係者等においては、常に人権意識のアップデートが求められる。

「人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などへの参加状況」については、「参加したことがある」とする回答は極めて低く、全体で10.3%である。職業別では、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」は、41.5%が参加している。年齢層別では、50～59歳の17.8%が最も高い。

両問とも、「なぜ参加しないか」に関連したアンケートがなく、その分析は出来ない。市民の人権研修へのニーズ(内容、時期、時間、場所等)がどこにあるのか、どのような媒体を通じての広報が効果的であるのかを把握し、人権問題への問題意識や解決への意欲を高めるような内容づくりを引き続き工夫することが大切である。

(2) 【人権問題解決のための、今後の行政施策について】(問29)、【人権問題に関する知識や情報を得るうえで、役に立っていると思うもの】(問30)

行政施策として重要視されているのは、「人権教育や啓発の充実」46.7%、「人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立」39.0%、「人権問題に関する相談窓口の充実や開設」35.6%が上位3項目で、「教育・啓発」、「人権侵害を受けた人の救済」、「相談窓口に開設」は、これまで行政が取り組んできた内容である。しかし、市民のそれらの利用については、これまでいくつかの章で述べてきたように十分とは言えない。考えられる要因としては、関心への喚起がないから気持ちがそちらに向かわない、また、そういう研修や救済の制度、相談の仕組みがあることを知らないからということが考えられる。

知識や情報を得るうえで役立っているもので行政に関わるものとしては、「行政の広報誌やホームページ」が40.9%で最も高い。次いで「学校や保育所(園)、幼稚園等での人権教育」31.6%、「住民対象の講演会やイベント(人権フェスティバル等)」20.1%となっている。問28で見たように「人権フェスティバル等」への実際の参加は10.3%と少ないが、情報を得るためのニーズとしては20.1%、約2倍はあるということにもなる。

人権問題に関する状況は変化している。その解決に向けた理論や実践も多様化している。市民の実態やニーズを踏まえて、学校(就学前～大学)、PTA、地域自治会等を介して情報を周知する方法等も検討する必要があると思われる。

(3) 【「特定職業従事者」】について

今回調査では、回答者の属性の一つとして人権問題解決の責務がある「特定職業従事者」について、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」と「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の二つに分けて調査した。二つに分けたのは、同じ「特定職業従事者」と一括りにしては、職種による研修の機会や内容の違いは当然あり、その職場における研修がどのように人権意識に反映され、アップデートされていっているかを把握するためである。

「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」においては、「問 10」の人権が保障されていない事項として、「身元調査」67.9%、「土地差別」66.0%について高い割合で人権侵害だと回答している。また、「問 11」の同和問題(部落差別)と自分との関わりでも、「自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい」50.9%と差別解消に向けた積極的な考え方は、他の職業と比べて格段の開きがあった。さらに、「問1」の人権問題についての関心度や「問 7」の人権関係法令や基本文書等の認知度についても、他の職業と比べて一定の有意な差を認めることができた。今後においても、行政機関、医療、福祉関係者は、「特定職業従事者」として研修を通して「人権の尺度」のアップデートが求められる。

